

議員発案第 1 号

三条市議会会議規則の一部改正について

三条市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成20年9月29日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 梶 勉

## 三条市議会会議規則の一部を改正する規則

三条市議会会議規則（平成 17 年三条市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 158 条第 1 項中「第 100 条第 12 項」を「第 100 条第 13 項」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。

議員発案第1号参考

三条市議会会議規則（抜粋）

（議員の派遣）

第158条 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 （略）